

創業・起業を応援します。回覧

松阪市では以前より【松阪商人サポート隊】を中心として、松阪市内での創業・起業を支援しています。今年度より、今までの支援制度の見直しを行い、より充実した支援を行いたいと考えておりますので、創業・起業をお考えの皆様はご活用をご検討下さい。

松阪商人サポート隊

松阪商人サポート隊とは、松阪市、NPO法人Mブリッジ、三重県信用保証協会、日本政策金融公庫津支店、松阪香肌商工会、松阪北部商工会、松阪商工会議所の7つの創業支援機関が連携した機関です。



創業相談窓口

旧松阪	松阪商工会議所	0598-51-7811
旧嬉野・三雲	松阪北部商工会	0598-56-2039
旧飯南・飯高	松阪香肌商工会	0598-32-2321

女性起業家募集中

松阪市では女性起業家のつながりの創出・交流する機会を設ける様々な事業を予定しております。これから創業をお考えの方やすでに事業を営んでいる方で、セミナーの開催や事業実施についてご興味のある方は、ぜひ、ご連絡ください。

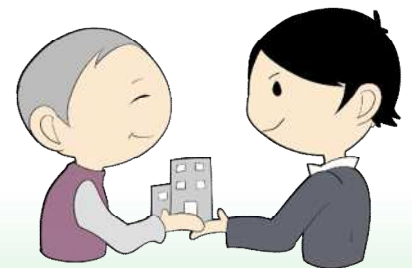
問い合わせ先

松阪市産業文化部商工政策課	0598-53-4361
---------------	--------------

【事業承継】でお悩みですか？

三重県事業承継・引継ぎ支援センターは事業承継に関する様々な課題解決を支援する公的相談窓口です。お困りの問題を、お気軽にご相談ください。対象者：県内の事業主および後継者の方

費用：無料（秘密厳守）
申込方法：問い合わせ先へお電話ください。
（担当のコーディネーターが訪問してご相談に応じます）



問い合わせ先

三重県事業承継・引継ぎ支援センター （三重県産業支援センター内）	059-253-3154
-------------------------------------	--------------

補助メニューについて

創業も充実！松阪市店舗魅力アップ事業

対象：松阪市内で店舗を改装し、事業（創業1年未満も含む）を営もうとしている店舗

業種：小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業及び娯楽業

その他の条件

- ・創業予定、申請時創業1年未満であること
- ・市内に住民登録がある個人、市内に本店を有する法人
- ・市内の施工業者による工事であり、年度内に工事の完成、営業が行えること
- ・市税等の滞納がない、関係法令等に違反していないこと

補助内容

店舗部分の改装費：補助率 対象となる経費の1/2（50万円上限）

募集期間

令和4年10月31日（月）まで ※予算なくなり次第終了

注意事項

※新築・増築は対象外です。

※着工後の申請は補助の対象となりません。

※事業開始が確認できる書類が必要になります。

※既に事業を営まれている方を対象とした補助制度もございます。

（詳しくはお問い合わせ下さい）



創業・再挑戦アシスト資金保証料補給制度

対象：松阪市に主たる事業所を有しまたは事業所を設置しようとする方。

事業者で三重県の創業・再挑戦アシスト資金の利用した事業者。

補助内容：保証協会に支払った保証料の額（上限10万円）

条件：市税等を完納していること。

※対象と思われる方には市よりご案内いたします。



問い合わせ先

松阪市産業文化部商工政策課

0598-53-4361